

静岡市文化財資料館条例の一部改正について

静岡市文化財資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市文化財資料館条例の一部を改正する条例

静岡市文化財資料館条例（平成15年静岡市条例第282号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「特別展示室兼会議室」の次に「(以下「特別展示室兼会議室」という。)」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「受けた者」の次に「(以下「利用者」という。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、特別展示室兼会議室の利用が終わったとき、又は第11条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第9条の見出し中「入館等」を「入館」に改め、同条中「入館若しくは利用」を「資料館への入館」に、「退館を命じ、又は利用の許可を取り消す」を「又は資料館からの退館を命ずる」に改め、同条第3号中「必要がある」を「その利用を不適當」に改め、同条を第12条とする。

第8条の次に次の3条を加える。

(利用の不許可)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別展示室兼会議室の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号の暴力団の利益になると認めるとき。
- (3) 資料館の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、その利用を不適當と認めるとき。

(利用目的の変更等の禁止)

第10条 利用者は、利用の目的を教育委員会の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、特別展示室兼会議室の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 第9条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。